

# 一般社団法人山口県医師会「母体保護法指定医師の指定基準」細則

## 1 人 格

## 2 技 能

## 3 指定医師研修機関及び指定医師研修連携施設の条件

医療施設の条件は、医師数、看護職員数、病床数、分娩室・手術室の設備等を勘案して決定する。

## 4 指定医師指定取得の申請、指定及び登録

指定医師の指定を申請するものは、所属都市医師会を経由又は直接山口県医師会長あてに下記の書類を添えて申請する。

### (1) 指定取得の申請

- ① 指定医師申請書（様式1）
- ② 履歴書（様式3）
- ③ 日本産科婦人科学会の専門医の場合は、「専門医証」の写し  
日本産科婦人科学会の専門医でなく、産婦人科の研修を3年以上受けたものは主任指導医の発行する「指導証明書」（様式4）
- ④ 誓約書（様式5）
- ⑤ 受講証明書(母体保護法指定医師研修会参加証)

母体保護法指定医師研修会は新規指定及び更新のための研修会を兼ねることが出来る。

- ⑥ 研修症例実施報告書（様式4の2）

### (2) 指 定

面接及び書類審査(ただし、都市医師会長の意見書(様式2)の提出をもって面接を省略することができる。)

### (3) 登 錄

都道府県医師会の番号、指定及び更新の年度、指定医師の番号

（例） 0 3 5 — 0 0 — 0 0 — 0 0 0 0

（山口県） （指定年） （更新年） （指定医師の番号）

### (4) 他県からの転入

他の都道府県において指定医師であった場合には、指定医師証の写しをもって技能の審査を省略することができる。

## 5 設 備

- (1) 蘇生器具、手術台及び回復室等を有すること。
- (2) 病床の無い施設では、協力連携施設が必要である。その他、協力連携施設が必要と判断される場合は、山口県医師会がその状況を勘案して決定する。
- (3) 協力連携施設の長は、当該医療施設の協力連携施設となつた旨を書面で、山口県医師会長に届け出ること。**(様式16)**
- (4) 転送電話、携帯電話等で24時間患者からの連絡に対応すること。
- (5) 常時回復室を観察しうる体制が確保されていること。

## 6 設備指定の申請、指定及び登録

- (1) 設備指定取得の申請
  - ① 設備指定申請書**(様式6)**の作成
    - [ 医師数、看護職員数(助産師数、看護師・准看護師数)、分娩・手術室の有無、入院設備(病床数)等 ]
    - 連携施設が必要な場合は、連携施設の証明書
  - ② 指定医師証の写し
  - ③ 施術場所の平面図
  - ④ 手術用設備仕様、麻酔器、蘇生器具、呼吸心拍監視装置
  - ⑤ 24時間対応の設備(転送電話、携帯電話等)
- (2) 指 定  
書類審査
- (3) 登 録  
都道府県医師会の番号、指定の年度、指定設備の番号  
(例) 135-00-0000  
(山口県) (指定年) (指定設備の番号)
- (4) その他
  - ① 設備指定変更届**(様式7)**の作成
  - ② 設備指定辞退届**(様式8)**の作成

## 7 指定医師研修機関の指定及び指定医師研修連携施設の登録の申請、指定、登録

- (1) 指定取得の申請
  - ① 指定医師研修機関指定申請書**(様式9)**又は指定医師研修連携施設登録申請書**(様式10号)**の作成
  - ② 指定医師証の写し
- (2) 指 定  
書類審査

### (3) 登録

- ① 都道府県医師会の番号、指定の年度、指定番号
    - (例) 235-00-0000 (指定医師研修機関)
    - (例) 335-00-0000 (指定医師研修連携施設)  
(山口県) (指定年) (指定番号)
  - ② 指定医師研修機関指定通知書(様式11)
  - ③ 指定医師研修連携施設登録通知書(様式12)
- (4) その他
- ① 指定医師研修機関辞退届(様式13)の作成
  - ② 指定医師研修連携施設辞退届(様式14)の作成

## 8 人工妊娠中絶実施後の届出

書類の届出は翌月10日までに都道府県知事に届け出ること。

- (1) 人工妊娠中絶を行った医師は、その月中の実施報告票を各自で記載すること。  
なお、人工妊娠中絶の実施件数が0件の場合も必ず報告すること。
- (2) 複数の指定医師がいる施設では、責任者が各自の実施報告票をとりまとめ届けること。

## 9 指定の更新及び取消

- (1) 更新の際、下記研修の受講を証明するものの提出を義務付ける。
  - ① 母体保護法指定医師研修会参加証1枚。  
母体保護法指定医師研修会カリキュラム作成にあたっては以下の内容が含まれていること。
    - 1) 生命倫理に関するもの
    - 2) 母体保護法の趣旨と適正な運用に関するもの
    - 3) 医療安全・救急処置に関するもの
  - ② 日本産婦人科医会研修参加記録6単位(参加証6枚)相当。(日本医師会生涯教育講座、都道府県医師会研修会、日本産科婦人科学会研修会等の受講を勘案する。)
- (2) 第8項に示す人工妊娠中絶手術の届出について更新までに必要な届出を行っていない場合には、指定の更新を保留又は取消すことができる。
- (3) 指定医師更新申請書(様式15)の作成
- (4) 病気療養中、妊娠・分娩、留学、国内外出張等のやむを得ない理由がある場合には、期間を定めて更新の手続きを延期することができる。

## 10 指定医師の誓約

## 1 1 指定医師の遵守すべき事項

## 1 2 母体保護法指定医師審査委員会

- (1) 審査委員会の委員は7名とし、委員長1名を選任する。
  - 1) 山口県産婦人科医会 3名
  - 2) 山口産科婦人科学会 3名
  - 3) 山口県医師会 1名
- (2) 会議は山口県医師会長が招集し、委員長が議長となる。委員長は、審議の結果を山口県医師会理事会に報告する。
- (3) 委員会は、必要がある場合、委員以外の者の意見を聞くことができる。

## 1 3 不服審査委員会

不服審査委員会の委員は7名とし、下記の構成とする。

- (1) 医師である委員 4名
- (2) 医師でない委員 3名

第2号の委員中1名は、弁護士資格を有する法律家とする。

## 1 4 審査手数料

- (1) 審査手数料の額は、次のとおりとする。

### ① 第4項の規定に基づく指定の申請

会 員 10,000円  
非会員 30,000円

### ② 第9項の規定に基づく更新の申請

会 員 3,000円  
非会員 10,000円

- (2) 既納の審査手数料は、返還しない。

## 1 5 受講料

母体保護法指定医師研修会の受講料は次のとおりする。

会 員 無 料  
非会員 10,000円

## 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

平成30年8月1日一部改正。

令和5年1月5日一部改正。